

令和7年度 第2回丹波市立隣保館運営委員会 会議録（要旨）

日 時：令和7年11月7日(金) [開会] 午後2時 [閉会] 午後3時35分
場 所：丹波市立氷上文化センター 研修室
出席委員：山本寿朗（委員長）、森奥和代（副委員長）、村上豊（委員）、永井登（委員）、常石孝子（委員）、北村久美子（委員）
欠席委員：細田勉（委員）、松井宣子（委員）、麻田剛（委員）、藤森留里子（委員）
説明：足立和哉（福祉部こども福祉課子育て支援係長）
事務局：谷水 仁（まちづくり部長）、早形繁（人権啓発センター所長）、山本昌彦（隣保館係長）、藤原泰志（氷上文化センター館長）、八尾滋樹（七日市会館館長）、柳川瀬武彦（相談指導員）
傍聴人：なし

※会議全体の進行：事務局

1 開会
(事務局)

会議の成立要件について、4名の委員から欠席の連絡をいただいております。丹波市立隣保館運営委員会設置要綱第6条では、本委員会の過半数の委員の出席で成立することになっております。本日は10名中6名の委員に出席をいただくようなことになっておりますので、会議は成立しているおることを報告させていただきます。

2 あいさつ
(山本委員長)

皆さんこんにちは。本日はよろしくお願いいたします。皆様ご苦労さんでございます。

(事務局)

ここからの進行につきましては、委員長の方でお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(委員長)

次第を始める前に、本日の会議の公開・非公開についてお諮りいたします。運営委員会に関する運営要領第2条では、会議の公開または全部もしくは一部の非公開は、委員長が会議に諮ってこれを定めることになっております。本日の議事では、特段、個人情報特定されるということはないと考えられますので、公開といたします。

なお、議論を進めていく中で、個人が特定されるような内容になった場合は、非公開とさせていただきます。ということでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

(委員長)

異議なしの声をいただきましたので本日の会議は公開といたします。

それでは、次第3の議事に入ります。議事のこどもの人権について、こども福祉課の説明をお願いします。

(事務局)

事務局より、ご説明申し上げます。近年、こどもの人権について、世界的にも日本においても法整備や取り組みがなされております。丹波市でも条例が制定されたところです。隣保館の事業においても、児童生徒から募集した人権標語による啓発、セミナーのテーマであったり、こどもの居場所づくり事業を実施していることから、運営委員会として、こどもの人権について理解しておくことが大切なことだと考えます。

そこで、福祉部こども福祉課子育て支援係の足立係長にお声掛けしましたところ、ご了承いただきました。こどもの人権について、ご説明をお聞きし、質疑応答させていただきたいと思います。では足立係長よろしくをお願いします。

(こども福祉課)

皆様こんにちは。本日は、隣保館運営委員会にお呼びいただきまして、ありがとうございます。私先ほど紹介がありましたように福祉部こども福祉課子育て支援係の足立和哉と申します。本日は、こどもの人権・権利に関する研修ということで30分ほどお時間をいただきまして、こどもの権利についてのご理解をいただくとともに、皆様の日頃の活動の中でこのこどもたちの権利をどのように守り、育んでいくことができるかということを考えていただく機会になればと思っております。

それでは、座って説明をさせていただきたいと思います。なお、本日机上に2つのリーフレットを配らせてもらっております。このリーフレットを今年作成しまして、こどもたちに、小・中・高・支援学校、こども園のこどもたちに配らせてもらったものになります。また参考に見ていただけたらと思います。また、隣保館の方にも置いていただくようお願いはしておりますので、ご確認いただけたらと思います。

では、まず最初にこどもの権利保障を取り巻く状況ということで、世界とか日本とかのこどもの権利について、皆様と理解を深めていけたらと思いますのでよろしくお願いします。まず、最初なのですが、この資料を見てもらったらわかると思うのですが、こどもという表記が、平仮名で「こども」というのと、漢字の「子」、「ども」が平仮名とかになっていたりするのですけども、基本的に今使うときは全部平仮名で「こども」、例えば「こどもの日」も全部、ひらがなになっておりますので、今どきは使うのは全部平仮名なのですけど、以前からも漢字で使ってる部分については、この資料の中でも、こどもの子だけ漢字にしたりして表記しておりますので、文によっては、漢字だったり平仮名になったりするので、そこにはそういう理由があるということでご理解いただきたいのと、あとページなのですけどもこれ多分、皆様お配りしていただいておりますのは、上下で、それぞれ資料2枚分になっております。もし私が次のページと言う場合は、下に行っていただくか、下やったら次のページっていうことになりますので、そこをご理解いただけたらと思います。

それでは、こどもの権利保障を取り巻く状況ということで、世界の動きというところからまず皆様にご説明させていただきたいと思います。資料は世界の動き、こどもの権利条約、国連というのを書かせてもらっておるものになります。第二次世界大戦の反省から戦後間もなく国際連合が設立されました。そして、1948年、国際連合で世界人権宣言が採択されました。これはすべての人が生まれながらに基本的人権を持っていることを初めて公式に示した大切な宣言になります。ただし、この世界人権宣言そのものには法的な効力はなくて、国際連合とか国際社会は、この宣言が目指す社会を実現していくために国際的な法律であるとか、条約っていうのを整えていくことになります。1959年には国際連合の総会において、児童の権利に関する宣言が採択され、こどもの権利が国

際的な文書として初めて明文化されることになりました。さらに、1989年、第44回の国連（国際連合）の総会で、こどもの権利条約が採択されて、1990年に発効されることになります。日本につきましては、1994年にこのこどもの権利条約を批准しました。この批准というのは、条約、このこどもの権利条約を国会でよく話し合って、認めて国際的に日本としての最終的な確認確定というような意味で宣言することです。日本はこの1994年に批准したということになります。こうした国際社会の中で大きな転換点となるのがこの1989年の国連で採択されましたこどもの権利条約になります。

次のページで、具体的にこどもの権利条約はどのような原則を、掲げているのか、見ていきたいと思います。このこどもの権利条約は世界中のすべてのこどもが1人の人間として尊重され、守られることを目的に作られました。これまでこどもというのは、保護される存在として語られることが多かったのですが、このこどもの権利条約では権利の主体としてこどもたちを位置付けたという点で非常に画期的な内容であります。この条約には54の条文があるのですがその根底に流れる考え方をまとめるとここに記載させてもらっております4つの原則に整理されます。1つは、差別の禁止、差別のないことです。すべてのこどもはこどものこども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利を保障されます。私たち大人はこどもの置かれた背景や環境によって無意識に差をつけてしまうことがないよう、常に意識していく必要があるかなと思います。2つ目は、こどもの最善の利益、こどもにとって最もよいこと、こどもに関することが決められ、行われる時は、そのこどもにとって最もよいことは何かを第1に考えます。行政の施策だけではなくて、学校や家庭・地域での判断もすべてこの視点が求められます。3つ目、生命生存及び発達に対する権利、命を守られ、成長できること。全てのこどもの命が守られ持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療・教育・生活への支援などを受けることが保障されます。こどもが安心して成長できる環境を社会全体で整えることが必要です。そして4つ目、こどもの意見の尊重、こどもが意味のある参加ができること、こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮し、こどもの声を聴き、その意見を取り入れていくことが、大人の大切な役割であるということです。この4つがこのこども権利条約ですね。大きな原則という形になって、全ての国が、こどもに関する施策を考える際の基本となる考え方となっております。次のページでは、この国際的な条約の理念を受けて、日本はどのようなのだということ为先ほど批准したというふうにお伝えをさせてもらったのですが、どのような仕組みが整えられていくかについて、説明させていただきたいと思います。

それでは次のページ、日本の動きですね。こども基本法、こども大綱というタイトルにさせてもらっております。まずは、令和5年4月1日に施行されましたこども基本法について、ご説明します。こども基本法は、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的として成立しました。基本理念としましては、全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと、全てのこどもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられることが掲げられております。この法律の施行によって、私たちの社会ではこどもに対する政策がより一層体系的かつ総合的に進められるようになりました。また、このこども基本法の施行に伴いまして、こども家庭庁の設置がされました。こども政策を司る専任の機関ができたことでより実効性のある施策が一貫して推進されることが期待されております。このこども基本法が施行されたことで、今後より多くのこどもたちが健全に育ち、生活の中で直面する問題

に対して、迅速かつ適切な支援を受けられるようになってくることでしょう。

また、こどもが抱える多様な課題に柔軟に対応し、地域や家庭、学校など、様々な面でこどもの権利が尊重される社会が実現していくことが求められております。これが令和5年4月1日に施行されましたこども基本法の概略になります。

では次に、こども大綱についてご説明をさせていただきたいと思います。こども基本法の成立の後ですね、令和5年12月22日に、こども大綱は閣議決定されたもので、全てのこども、若者が身体的、精神的、社会的に幸せな状態、これはよく言われる Wellbeing っていうような状態ですね。そのような状態で生活を送ることができるこども真ん中社会の実現を目指しております。この大綱ではこどもたちが今後、より良い環境で育ち成長するための基本方針が示されております。大綱の基本方針には6つのポイントが挙げられております。ここに記載させていただいておる通りです。1つ目は、こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、こどもや若者が自分の権利をしっかりと認識してその権利が尊重される社会を目指すことです。2つ目、こども・若者や子育て当事者ともに進めていくこと、こどもや若者、また子育てを行っている家族が中心となって施策を進めていくことが強調されております。3番目、ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること。こどもや若者が成長する過程で支援が途切れないようにライフステージごとに必要な支援を行うことです。4つ目、良好な生育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、こどもたちが健やかに育成されるための環境を整備し、貧困や格差がこどもの成長に影響を与えないようにすることが目指されております。5つ目、若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚子育ての希望を実現すること、結婚や子育てを希望する若い世代の生活基盤を支えること、また若い世代の視点で、政策を進めることが重要とされています。6つ目としまして施策の総合性を確保すること、こどもや若者に関する施策が一貫して進められるように総合的なアプローチの努力が求められております。以上がこども大綱の基本方針になります。このこども大綱に基づいて、こども真ん中社会の実現というのは、こどもたちが権利を持ち、成長過程において、切れ目なく支援を受ける社会の礎を築くものです。こどもたちがより健康で豊かな環境で育つことができ、また若者が自らの将来に希望を持って生きられる社会が構築されることが、このこども大綱の中では期待されております。これまでこどもの権利に関する日本の法的な枠組みとか施策についてお話ししましたが、実際私たちの社会でこどもの権利に対する認知度ですね。どのようになっているのかを次のページを見ていただきたいと思います。

子供の権利の認知度です。こちらのページは、こども家庭庁が令和5年度に実施した児童の権利に関する条約の認知度調査の結果を示しております。この調査は、こどもの権利について、各年代の人々がどれだけ認識しているかをアンケート形式で調べたものです。結果としましては、児童の権利に関する条約の認知度、ここでいう認知度というのは、どんな内容がよく知っているとか、どんな内容が少し知っている、名前を聞いたことがあるの合計になるのですが、小学1年生から3年生までが16.8%、小学4年生から6年生が32.0%、中学生が43.2%、高校生が67.1%、大人が53.2%となっております。中学生以下の世代とか大人は聞いたことがないっていう意見が最も多くなっておりますが、こどもの世代だけで見ると、年代が上がるほど聞いたことがないっていう割合が低くなる、年をとるごとに、そういう権利ということに触れていく授業でもあったりというようなこともあるとは思いますが、増えていくというような状況です。

次のページですね、見ていただきたいと思いますけれども、次のページのグラフは、令和6年度、丹波市市民意識アンケートの結果になります。丹波市市民意識アンケートで

は、丹波市こどものための権利条例の策定に向けたアンケートの中の設問に、あなたはこどもの権利を知っていますかという設問を設けました。その年代別の結果となっております。下から上に向かって年齢が上がっていくというような、グラフになるのですが、アンケート結果を見ると、年代が上がるにつれて知っている、少し内容知っていると答える人の割合が低くなっている傾向が見られます。つまりは、こどもの権利はこどもだけでなく大人にとってもまだ十分に知られていないのが現状です。だからこそ、私たち大人が、大人自身がこどもの権利について学び、それを広げていくことがとても大切になってくると思います。ここまでですね、こどもの権利に関する国際的な取り組みとか、日本における法律の整備について、お話をさせてもらいました。また、アンケートの結果からもわかるようにこどもの権利の考え方が十分に、浸透していないという現状を見ていただけたかなと思います。こうした状況踏まえまして丹波市では、先ほどありましたように丹波市こどもの権利条例を制定いたしました。次のページはこの条例の内容について見ていきたいと思います。具体的には条例がどのようにこどもの権利を保障し、地域社会でどのような活動が求められているかということを見ていただけたらと思います。

では、本市では先ほど申しましたように令和7年4月1日に、全てのこどもたちがかけがえのない存在として尊重され、その権利が保障される社会を実現することを目的として、丹波市こどもの権利に関する条例を制定いたしました。条例の概要です。この条例は、大きく4つの柱でできております。まず条例の根本となる考え方を示した基本理念ですね。基本理念っていうのはその条例が目指す方向性とか、目的と考え方の根幹を示すものになります。次に、こどもにとって大切な権利、そして保護者等の役割、最後に、丹波市こどもの権利擁護委員会についてとなっております。それではもう少し中身を見ていきたいと思います。

次のページをご覧ください。条例の規定内容を簡単にまとめたもので、条例の基本理念としましては次の4つを掲げております。1つ目が、こどもが権利の主体として尊重されること。2つ目が、こどもの最善の利益が優先されること。3つ目、こどもの年齢及び成長に配慮されること。4つ目が、こどもがあらゆる差別をされないこととなっております。こどもの権利につきましては、こどもにとって大切な権利としまして、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を規定しております。また、保護者などの大人の役割ではこどもの権利を保障するために、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び市の役割、それぞれの責任や役割を定めております。この保護者の役割の中で育ち学ぶ施設っていうのがあるのですが、これがちょっとわかりにくいかなと思うのですが、これは児童福祉法に規定する児童福祉施設ですね。例えば、こども園とか児童更生施設、児童養護施設、障がい児入所施設なんかを言いますし、学校教育法に規定する学校とかその他こどもが育ち学ぶ・活動するための施設を言います。例えば、幼稚園とか小中高等学校、特別支援学校で、その他こどもが育ち学ぶ施設っていうのは、例えば、アフタースクールとか公民館とか図書館とか、学習塾、これもこどもが、育ち学ぶ施設ということで、この条例の中の育ち学ぶ施設の役割の中には含まれております。そして、最後にこどもの権利侵害を防止し、万が一の際には、救済を行うために、丹波市こどもの権利擁護委員会を設置することを規定しております。以上が丹波市こどもに関する権利条例の概略になります。

こどもたちが健やかに成長し豊かな人生を送るためにはどのような権利が守られるべきか、どのように社会全体でその権利を支えるべきかがこの条例で定められております。それでは次のスライドで具体的にこどもにとって大切な4つの権利について見ていきたいと思います。これはこどもにとって大切な権利ですね。条例の中に規定しており

ます権利です。1つ目が「生きる権利」です。必要な医療を受けられたり、犯罪や事故などから守られたりなど、安心して健やかに生きる権利。生きる権利はこのこどもたちが命を守られ、日々の生活の中で、安全で健康的に成長できる基盤を意味しております。2つ目が「育つ権利」です。一人一人の個性が認められ、自分らしく伸び伸びと育ち、学び、休み健やかに育つことができる権利があります。こどもが自由に成長できる環境を整えることは社会全体の責任となっております。3つ目が「守られる権利」です。あらゆる危険や暴力などの権利侵害から守られる権利、こどもが直面する可能性のある危険から、守るためには大人たちがしっかりと守りサポートする必要があるかと思えます。最後に「参加する権利」です。自分に関わりのあることについて、自由に意見を言いその意見が尊重されることで、社会に関わることができる権利です。こどもたちが、自分の意見を言い、その意見が真剣に受けとめられることは、社会の中で、自分の存在っていうのを確認して、意義ある役割を果たすために、不可欠なものとなっております。この4つの権利は、すべてのこどもが安心して健やかに成長するための土台となるものです。次のページではこの権利を守るためには、私たち大人とか、社会にはどのような役割があるかについてお話ししていきたいと思えます。大人や社会の役割ということで、こどもの権利を保障するための大人や社会の役割について条例では、立場ごとですね、ここに書いてある立場ごとに規定しております。保護者としては、こどもの発達や権利を守る最も重要な責任者であることを認識し、こどもの最善の利益を考え、こどもを守り育てなければなりません。先ほど言いました育ち学ぶ施設については、こどもの権利を保障し、安心安全な環境を整える責任があります。また、こどもの最善の利益を考え、発達に応じた支援に努めなければなりません。市民の役割としては、こどもの権利が守られるように、家庭・施設・地域と連携して、地域でこどもを見守り、安心して過ごせる環境づくりに努めなければなりません。丹波市としては、こどもに関わるあらゆる施策において、こどもの権利を尊重、保障し、家庭や地域などで権利の正しい理解が広がるよう、支援や啓発に努めなければなりません。この役割を条例でも規定しております。ここで大切なのは、こどもの権利とは何か、こどもの権利が奪われるというのはどういうことかといった本質を理解することです。こどもの権利は、大人が守るだけでなくこども自身がその権利に気づき、理解し、主張できることが必要になってきます。そのため、大人はこどもにもわかる言葉で、こどもの権利について伝え支えていくことが求められます。このように、こどもの権利を守るためには私たち大人や社会全体がどのように関わるべきかという点が非常に重要となってきます。再三言うのですが、こどもが健やかに成長し、その権利が守られるためには、家庭・施設・地域、そして市がそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携協力して支える必要があります。その連携を具体的に支える仕組みの1つとして設けられるのが、こどもの権利擁護委員会になります。次にですね、権利擁護委員会の設置の目的とか、主な役割とか、特徴を見ていきたいと思えます。丹波市こどもの権利擁護委員会ですね、次のページご覧ください。この委員会は、こどもたちの権利を守るために設立された重要な機関になります。設置の目的は、こどもの権利の侵害の防止と、万が一、権利が侵害された場合に早期にこれを排除し、救済することになります。委員会の主な役割は大きく3つあります。1つ目は相談対応です。電話やメール、面談などを通じて、こどもや保護者の声を受けとめ、必要に応じて助言や支援につなげます。2つ目は、救済の申し立ての対応になります。こどもの権利が侵害されたという申し立てがあれば、事実関係を調査し、必要に応じて、行政機関などに改善を求めることもあります。3つ目は、啓発広報活動です。講座やリーフレットを通じて広く情報を発信します。これによって地域の人々が、こどもの権利についてより理解を含め、深めていただけることを目指しております。次

に、この委員会の特徴になります。1つ目は専門性です。委員会は弁護士や、大学の教授など、こどもの権利に精通した専門家で構成されています。そのため、こどもの権利に関する複雑な問題に対しても、適切で信頼性の高い対応が期待され、安心して任せられる、相談等ですね、業務を任せられる存在となっております。2つ目は、独立性です。行政機関などから独立した第三者機関として、中立的な立場で活動を行っております。この独立性が、より公平で透明な活動を可能にしております。3つ目がこどもの最善の利益です。委員会は、すべての活動において常にこどもの最善の利益を最優先に考慮しております。こどもたちの権利を守りその成長を支えるために、最も適切な判断を行うことがこの委員会には求められております。このように、丹波市こどもの権利擁護委員会は、こどもの権利を守るために非常に重要な役割を果たしております。地域社会における権利擁護の強化に貢献しております。今日、配布させていただきました、この黄色のパンフレットリーフレットが権利擁護委員会の案内になります。相談するにはというところで、連絡先とかも書かせてもらっておりますが一応第三者機関ではあるのですけども。窓口は、ミルネ2階のこども家庭センターになっております。では最後ですね、私たちが目指すべき理想の社会についてお伝えします。それは先ほどこども大綱の中でも説明させてもらったこども真ん中社会になります。

次のスライドをご覧ください。資料は、こども真ん中社会の実現に向けての最後のページです。このこども真ん中社会とは、こどもを守られるだけの存在として見るのではなくて、意見や気持ちを尊重し、権利の主体としてこどもを認める社会のことです。私たち大人が実際にできることについて幾つか具体的な行動を挙げております。1つ目が、こどもの立場で考えることです。まず私たち大人ができる最も大切なことは、こどもの立場に立って物事を考えることです。こどもたちの気持ちや考えを理解し、その視点で行動することが求められます。2つ目は、こどもの声に耳を傾けることです。こどもたちが話すことに耳を傾け、彼らの意見や気持ちを尊重することが重要です。こどもの声は、私たちが彼らの最善の利益を考えるための大切なヒントになります。3つ目は、こどもと一緒に考え行動することです。こどもたちの意見を尊重し、彼らと一緒に考え行動することが、こども真ん中社会の実現に繋がります。こどもたちが自分の意見を発表できる機会を作ったり、その意見を尊重していくことが大切になります。そして、最後がこどもを守り支援につなぐことです。こどもたちが困っている時にその手を差し伸べ適切な支援につなげることが、私たち大人の役割です。こどもたちが安全で健康に成長できるよう周囲がしっかりと守っていかなければならないと思います。このようにこども真ん中社会を実現するためには、私たち大人がこどもたちを支え、彼らの意見を尊重し、ともに考え行動することが欠かせません。こどもたちが自分の意見を持ち、それが尊重される社会をつくるために、私たち一人一人ができることを実践していけたらと思います。

以上でちょっと早口な部分もあったのですが、こどもの権利についての説明となります。隣保館につきまして地域でこどもたちが安心して過ごせる日々の活動を過ごせる場所を提供するだけでなく、こどもの権利を守る重要な役割を、担っていただいていると思います。私たちが日々の活動の中で意識すべきことは、こどもたちの権利を尊重する視点を常に持ち続けることだと思います。こどもたちが、自分の意見を言える環境と捉え、こども真ん中の視点で考えることで、こどもたちがよりよい社会で育つための支援ができます。今後、隣保館での業務や地域活動におきまして、こどもの最善の利益を考え、こどもの権利が守られるよう、皆さんとともに、取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございます。それでは何かご質問がありましたらお願いします。

(委員)

いっぱいあるんですけど。大変素晴らしい条例だと思いますよね。最後に大人が大人がおっしゃいましたが、初めて聞く方もおられると思いますが、どのような啓発をされているのかということと、あと、やはり一番大事なのが学び育つ施設ですね。学校ですので、教育委員会系のところとは、もういつも私は思うんですけどね、市長部局と教育委員会部局とは何か深い溝があるような気がするのですが、その辺の連携とか、どんなものを提供したり、この条例を作った方々たちはどのように関わっていらっしゃるかっていうのが、とても気になる場所なんですけど。

(こども福祉課)

啓発につきましては先ほども言いましたこの条例は4月1日に施行されたということで、一番まず大事にしないといけないのは、やはり皆さんに知っていただくことはもちろん、おっしゃった通りなのですね。アンケートでもあるように、なかなかこどもの権利といっても、ご存じの方がない。聞いたことあるけど中身を知らない、私どもが作った時にいろいろな先進事例地、例えば宝塚とか色々なところ、すでに何十年もこどもの権利擁護委員会作られているところに視察にも行かせてもらって、お話を聞かせてもらったんですけど、やはり、できてすぐにはなかなかだということ、10年経ってやっとこどもから連絡が来たり、浸透するまでにはなかなか時間がかかるというふうに言われておりました。

一番大事なやはり知っていただくことなので、啓発としましては、まず5月6月に、各地区の民生委員さんの会議に出席させていただきまして、この件に関しての説明をさせていただいたのと、この前はFM805に出させてもらって、こどもの権利、虐待について放送させてもらったのと、こどもにもこどもの権利っていうのを知ってもらいたいということで夏休み前に、こちらのリーフレット、先ほど言いました小・中・高・特別支援学校・こども園ですね、全員配布をお願いしたのと、冬休み前にはもう一度こちらのリーフレットを配りたいと思っております。また、人権講座が開催された時も、冒頭で、紹介をさせてもらいました。というようにところで、いろいろところで、もちろん広報も出しておりますし、なるべく先ほど言いましたがまず知ってもらうことが大事かなと思います。今年度は、いろいろな周知の方に、担当としても、どちらかというと周知に力を入れながら、丹波市の中でもこどもの権利、こどもの権利条例っていうのを広めて、知っていただく機会を作っていきたいというふうに思っております。

もう1つですね。教育委員会との関係ということで、もちろんこどもの権利ということなので主体がこどもになるので、やはり学校というところは役割が大きいかなと思います。こどもの権利の中で、参加する権利というのがあるのですが、もちろん自分の意見を言うことが大事になってくるのですが、そういう意味で、教育委員会とも連携して今、こども全員小学校なんか特にタブレット持って帰っておるのですが、こどももそこで、こういう権利擁護委員会があるよっていうのを周知してもらったり、今後はできたらそこに直接相談できるような窓口みたいなのを設けて、こどもがいつでも、相談したりできるような環境を整えていきたいというふうには考えております。

(委員)

その10年かかるって。よーし、うちは1年でやろうとは思いませんでしたか。

(こども福祉課)

それはもう早い方が良いと思っています。ですので、今日もこうやって隣保館運営委員会に來させてもらって、拠点で説明させてもらって知ってもらう人を増やしていきたいです。私1人ではどうしても限度がありますので、そういう人に説明させてもらって、そこから更に広めていただけたらなというようなことで、まずは、こういうこどもの権利というようなところで関わりのあるいろいろな団体とか人をお願いなり研修をさせてもらって、そこからまた更に広めていただけたらなということだと思っています。ですので、1年でも2年でも、それが一番だと思います。

(委員)

こどもの期間というのも短いすね。親がこどもに関われる時間は短いので、やはり即効性がないと条例を作ってもあまり意味がないかもしれません。失礼ですけども、何やったかいみたいなことになるので、私は、ちょっと前から、女性やこどもの権利に関してはいろいろ活動しているのですけれど。当初、虐待防止でCAPとかで、こどもの権利を守ろうみたいなことを学校にお願いに行っても、授業で忙しいみたいな話なのでね。やはり5教科っていうのか、学科の方が大事だからとか、学校もだんだん厳しくなっているんで、わからないでもないのですけれども、やはり先ほどおっしゃったタブレットなんかで、外部団体が色々な権利のことをやっているね、とてもよい動画なんかもありますので、そういうところとも連携して、何か色々な情報を発信していただいたらうれしいかなというふうに思います。今、こどもたちって紙なんか見ないね、動く文字はすごく影響力があるので、なんかそういうのも、ちょっと考えていただけたらいいのかなというふうに思います。

(こども福祉課)

ありがとうございます。

ちなみに、この中で「こども」という表現をさせてもらっているのですけれども、一応、丹波市の条例でいう「こども」というのは、年齢に特に制限がないのです。で、世界の条約は一応「こども」というのは18歳になっていない人を「こども」と言うのですけれども、この日本のこども基本法とか、丹波市こどもの権利条例なんかは、年齢での18歳で区切ってしまうと、年齢で必要なサポートが途切れてしまうのですね。そうならないように、その「こども」というのは、心と体の発達過程にある人、心身の発達が完了していない人とか、発達に困難を抱えている人とかを、「こども」といって何歳とは決めずに、条例の中でもそのように規定しておるので、非常に幅が広いのです。

(委員)

不思議ですね。

(委員長)

この前、話を聞いた時、今、こどもの定義、国でも選挙権を18歳で与えている中で、一部を大人と認めとる訳やね。17年と12ヶ月がこどもだと判断した訳だけれども。

(こども福祉課)

そうですね。それは丹波市では。こども期をこの日本のこども基本法でも、大元の法

律もそうなおるし、そうなのですよ。

(委員)

そうなのですね。

(委員長)

他に何かありませんか。

(委員)

私の認識不足で勉強させてもらうのですが、この条例はこれからのことを言われているのだと思うのですが。私らも昔は、地域の子と言うたら子ども会みたいな組織があって、何かと関わってもらって、近所のおじさんにも怒られたり、山の中を逃げ回った覚えもある訳で、今そういうことができませんでしょ。その中で、こどもとどう関わるかということは多分一番難しいと思うのです。訴えようとしているこどもがあるのに、来られない。そこら辺は地域でどういうように活動していったらいいのか。ただ、これ、条例の勉強だけやない。関わり方が難しい、変わっているから、こどもの訴えの意見の中身が見えない。どうですか。

(委員)

本当にね、分断されて来ているのがあったり、小学校が統合されると、もう校区が広くなって、私らなんかも近所からこどもがどんどんいなくなったみたいなことになるのでね。やはり状況がどんどん変わっていくので、条例は作られてもどんどん現状に合わせてちょっと改正していただくとか、広報を考えていただくとか柔軟に対応していただかないと、ちょっとね、できて終わりではないのでね。

(こども福祉課)

そうですね。

(委員)

見えない部分がいっぱいある訳で。

(委員)

難しいですね。

(委員)

私は、こどもが自分の権利をどんどん言える子になってほしいと思うけれど、この前、認定こども園へさつまいも掘りのお手伝いに行ったのですけれど、すごく個性があるのですよね。これとこれが私の物と言う子もあれば、それを言えない子もある。私が思ったのは、こどもに何でも意見を言いなさいだけでなく、特に小さい時には気を配って、意見を言えるようにしてあげて、これはおかしいのと違うかということを感じてほしいなと思って。ものすごく大切なことだと思うのですが、権利を知ること大事なのですけど。権利を知って感じる子を育てないといけないと思いました。

(委員)

小学校で遅いですね。こども園の3歳ぐらいからでないかね。

(委員)

3歳にしてもすごく差がある。家では一人っ子やったりしたらわからないし、よその子と比べてと思ってもね。できる子もあればできない子もあるというふうに。特に4月生まれの子と3月生まれの子とかね。

(委員)

親御さんの考え方も多様化している。色々な考え方とか教育があるのでね。やはり、こどもさんも結構差があるでしょうからね。できるだけ小さい時から何かアプローチできたらいいですね。

(委員)

今から30年前、こどもは宝だと言われていたし、ずっと前から（こどもは）おるのに、何か遅いというか、何か背景があるというか、何かこども社会の不利益とか、不登校、虐待の背景があるのですか。

(こども福祉課)

はい。まさにその通りだと思います。やはりこどもの環境がね、先ほど言われたとおり、不登校とか虐待というのが非常に社会的な問題となってきた中で、この権利っていうのが、ないがしろにはないんですけど、もう1回みんなでこどもが権利の主体であるということを知る必要があるということです。これは絶対作らないといけない条例ではないですけども市としても国としてもですね。丹波市は丹波市の状況があるので、それに合わせたこどもの施策展開するためにはこういう丹波市の状況に合うような条例っていうのは作っていかうということです。

(委員)

私、鴨庄地区なのですが、青色パトロールカーで、週2回ほど巡回しているのですが、なかなか今も話が出ていたが、こどもも少なかったこともあるのですが、こどもと接する機会が、今、委員が言われたように、少なくなっています。このことをこの間も話していたところです。こどもの考えを大事にするといっても、こどもがどのような考えを持っているか、どんなのがこども真ん中社会なのか、そういうことを含めて、我々の時代よりも今のこどもは不幸かなと思う。経済的には今のこどもの方が豊かだとは思っているのですが。

(こども福祉課)

やはり今こどもの居場所っていうのがないという状況である。昔は地域の中にもこどもの居場所があったと思うし、近所のおいちゃんがとか、自分らが集まれる場所とかが昔はあった、それが居場所になってここにおれるという場所があったのですが、先ほど言われたように、（最近）こども見かけないということは、やはり、こどもの居場所というのがだんだんなくなっているのかなあというのがあるかなと思いますね。それから、市としてもそのこどもの居場所づくりというのも1つ、大事にしていかなければいけないのかなあと思っています。

(委員)

やはり（最近）勤め人が多くなっている。地域で商売している人が多かったと

いうこともあったので、昼間でも見かけて声をかけたりしていました。成松でも車で走っていて、歩いている人もいないし、猫すらいない。ほんまに、社会全体が変わってきたのだと思います。

(委員長)

私、土木工事の会社に勤めているのですが、道とかで人夫さんが作業している時に、こども・小学生に気をつけなよと声をかけたら逃げらしい。知らないおじさんに声をかけられたら逃げろと言われていているらしい。人夫さんは怒るのだけれども、地域の関わりを家庭でわかるように教えたら、声をかけられてもそういうことだとわかるのではないかと思います。こどもの権利という部分では、やはり大人が関わる部分が多いさかいに、それはそれで育てて欲しいなと思います。そういう活動を。

(委員)

あと、違う話となりますが、不登校の数というのは公表されているのですか。

(こども福祉課)

(公表されている) 数字とかいうのは多分ないのではないかと思います。ゼロではない。

(委員)

増えているみたいですね。不登校の何か定義がありますよね。何日以上とかでも、学校とかクラスに行きにくいけど、保健室に行っているとか、なんか色々なタイプの不登校っていうか、集まりにくいっていうのがやはりあるので、その辺の規定に合っていたら、少ないかもしれないけど、何となく行きにくい子を入れたらやはり増えているみたいなことは、引きこもりを支援されている方にも聞きましたけどね。その不登校のタイプも色々あるみたいで、家から出るけど人が集まるところに行けないとか、全く家を出れないとか色々なタイプがあるみたいなことは聞きます。

(委員)

学校へ行ったとしても教室に入れない子があるみたいです。

(委員)

保健室登校みたいなことがあったりしますね。多様性、まさに多様性から難しいでしょうね。施策作らないとね。

(こども福祉課)

こども計画というのを作ったのですが、この中には今の状況として、例えばこども若者サポートセンターの登録者数とか、あとは自殺者の状況のことは、この中で資料としては出させて一般に公開されとる部分ではあります。登録していた 226 人とか、令和 5 年度なのですけども。20 歳未満の自殺者はないけども 20 から 40 は 1 とかっていうようなことは、5 年から前の分についてはこちらの計画の中にも状況としては載せさせてあります。

(委員長)

丹波市の条例で甘える子が増えないか。権利だけ主張する恐れはないか。

(こども福祉課)

こどもの権利で、自分の主張ばかりするとわがままになるという話はよく聞きます。自分の主張ばかりするというのはあるのですが、基本的にこどもの権利を知ること、相手にも権利があるということもわかるので、自分の権利があるということ、そうなる、本当はそこで自分だけ主張してもだめ、相手にも権利があるっていうことをそこでセットとして学んでいただくことによってそういうわがまま、もちろん色々な権利とかがぶつかることがあると思うのですね。そこで、どちらかの権利を優先しないといけないということはもちろんあるとは思いますが。

(委員)

こどもの擁護委員会で相談するというのがありますが、相談件数はどうですか。

(こども福祉課)

この4月から始まって配ったのですが、今2件です。配った時に、こどもからメールで1件、他に保護者の方から擁護委員会に1件ということで話がありました。今のところその2件です。少ない方が良いでしょう。

どんなことでも良いよとは言っているのですが、それが権利侵害であろうと、どうであろうか、こどもが思っていることであればいいのかなと思うんですけども、今のところは。

(委員)

権利だけを主張される方がたまにあるので、学校なんかも大変ではないかと思う。

(委員)

人権の権利と、何かをしたから与える権利とは違うから、やはり基本的人権はみんなにあるから、お互いを守るっていうようなことをきっちり言えたらね。それは、大人が学ばないといけませんね。何でもかんでも言われてもそれはこっちで、こちらはこっちやね、みたいなことをきちんと伝えられることができたと思います。

(委員長)

他に、何かありませんか。(質問・意見なし)

本日は、足立係長におかれては、私たちにわかりやすくご説明いただき、ありがとうございました。こどもの人権について理解が深まったと思います。今後とも、ご協力やご指導をお願いすることがあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

(一同拍手「ありがとうございました。」)

(委員長)

それでは、議事を進めます。(2)の令和7年度 隣保館事業実施状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2(令和7年度 丹波市立隣保館事業実施状況)、資料3(令和7年度 隣保館生活相談状況)の説明。

(委員長)

ただいま事務局の方から説明がありましたが、この件につきまして、ご意見やご質問がございませんか。

(委員)

委員長、よろしいか。電話 29 回とか 14 回の方というのは、1 回の電話ってどのぐらいの時間をかけておられるのですか。ずっとしゃべっておられるのか。

(事務局)

最初架けてこられる時は、2 時間であったりするのですけれども、途中から 1 時間になり、最近は、他の業務に影響するので 30 分程度で、話が切れた時に、大体リピートされるので、1 回目一通り回って二巡目回ってきたところで、30 分ぐらいなのでちょっと、今日の話よくわかりましたような形で切るようにしているのですが、なかなか切れない場合はどうしても 1 時間かかってしまう時があります。30 分ですと言っていると、30 分やなっていくふうに分れる時もありますし、(夕方) 5 時になったら切られますし、お昼のチャイム(正午) 鳴ったら切られます。お腹が減ったから切るとか、疲れたから切るわとか、色々ある中で、ガス抜きさせてくれという趣旨の方が多いです。

(委員)

お 2 人とも年代的に大きな方ですので、包括センターとか福祉系とは繋がっておられるのですか。

(事務局)

繋がっていますし、そういった市役所のトラブル対応の相談員もいらっしゃるので、繋いだりしております。

(委員)

なんか違うところに行って、しゃべるようになったらいいのにとおもいます。お電話するよりはね。

(事務局)

やはり施策を持っているところはこの制度がありませんのでということで、門前払いしているのですよ。そしたら話を聞いてもらうところがなくて結局また戻ってこられるという。私らの職員も鍛えられているのですけどね。

(委員長)

話を持って行っても、違うと言うのですか。

(事務局)

話を聞いて、でもうちではもう今後ちょっと対応できないのでと言うて、施策がないというふうに断っているのですよ。その他困り事あるじゃないですか、その困りごとについては、うちの場所ではちょっともう、無理なのだと言って、話を聞かないということです。

(委員長)

どんな相談なのか。

(事務局)

例えば、児童の部署でしたら、児童の権利とかの話だったら聞くのですけれども、ここは、金融問題とか、水道の問題とかで。

(委員)

水道料金とかやったら水道課が未納の話とか、丁寧にするはずだと思いますけどね。

(事務局)

そこでもうちょっとトラブルが発生しているので、何とも言えない。何とも言えないことになっても水道部は架けても…。

(委員)

もうそれって、失礼な話ですよ。水道の話だったら丁寧に納得いくまで市民の声を聞きなさいよということになると思うのですけども。

(事務局)

何十年みたいなトラブルになっている事案でお話しされるのであちらもわかりません、もう対応できませんとなるので、ガス抜きさせてくれというふうになり、こっちに架かってくるのです。

(委員)

すごいですね。結局、そこでね、金銭的に何回やりとりしなくてもいいのだったら聞いて欲しいだけのがね、もうそもそもあるのかもしれないけども、その水道の部署はできませんではないだろうと思いますね。なんかね、ちょっとね。その方が払っていないからかも知らないのですが…。

(事務局)

言い分をお聞きして、水道部に架けているのですよ。そしたら、こう言われたと納得いかんと言って、こちらに架けてこられるのです。どう思うって言われて。こちらの感想を言いましたら、私はこう思うのだが、どう思うと言われる。これで1、2時間かかるのですよ。

(委員)

もうなんかスピーカーにして水道課の人にも聞いてもらったらいいのにねと思います。ちょっとひどいですよね。

(事務局)

これを聞く部署がないので、ここに総合生活相談という看板を上げているので、お前のところは相談を聞くところやろって。ちょっと言いすぎると、相談を受けた者が意見を言うなど論されまして、意見は言いません。ちょっと、ここがやられかけますけどね。大分慣れましたですけどね。

(委員)

何か福祉的な支援というのは、どちらも、失礼な言い方ですけども、ちょっと認知とか、その方面の方に関わっているということはあるのですか。

(事務局)

はい。そこはつないでおります。

(委員)

そこで何とかね。出て行く先で、ワーツとしゃべられたらね。聞いてもらったりとかしたらね、ちょっとはすっきりするぐらい気がすると思うのですがね。でも、ちょっと言ったら言葉を拾われるかもしれへんから。

(事務局)

施策や福祉のところは嫌われたら嫌じゃないですか。言い切れないのをこっちで憂さ晴らしされるのです。

(委員)

これは上手に使っておられるのですね。

(委員長)

解決しているものが1つもないですよ。

(事務局)

そう。解決しないものをここに架けてこられる。たらい回しになってここに来るみたいなことですね。だから自治会トラブルって市民活動課が対応しているのですけどね。補助金出したりしているのですけど。こういう相談はあまり聞いてないのですよ。そしたら総合生活相談があるので、みたいなことになって、こちらへ振られているみたいです。悪い言い方ですけどふり合いになっています。あっさり、愛想悪かったらもう架けないじゃないですか。ほんならここにはベテラン相談員がおるので、それなりに対応したら、ちゃんと話聞いてくれるということになって、あちこちかけて、面白くなかったらこちらに架けてきて吐き出しになっているみたいです。今3日か4日連続で架かってきています。

(委員)

でも、あれですよ。0120（フリーダイヤル）ではないからどうなんでしょう。

(事務局)

かけ放題というのがあるので。

(委員)

そうですか。もうすごく考えておられますね。

(事務局)

もう固定で電話代5000円とかいるのですが、無限にしゃべられますからね。パケホーダイしてやから。電池も充電器つなげながらしゃべったら全然切れません。

(委員)

それは大変やわ。

(委員長)

他にありませんか。なければ、(3)の令和8年度 隣保館事業実施計画の概要について、事務局お願いします。

(事務局)

資料4(令和8年度 丹波市立隣保館事業実施計画の概要)の説明。

(委員長)

この事業計画で何かご質問等で何かあればお願いします。

(委員)

もしかしたら聞いたかもしれないんですけど、貸館事業で、有料と免除とあるじゃないですか。これはどんな区分けでしたか。

(事務局)

社会教育、社会福祉、それから自治会とかのそういう公共的なところについては無料にしてということで住民センターとかとはちょっと基準が違うんですけど、ご相談いただいて、それやったら隣保館とか、そういうその趣旨と合っていますねと、文化活動というのがその文化教育というのが例えば、文化協会に入っておられるところとかで、こういった活動されているのを聞いて、それやったら、ここで使っていただいて、そういった振興に努めてくださいとか聞いて、決裁を取って決めさせていただいています。

(委員)

もし初めて使いたいと思った時は、とりあえず申請して、こういう団体なのですからどって言ってご相談したら、ひょっとしたら免除対象になるかもしれないということですね。

(事務局)

かもしれないということですね。大体ここを使われるのが健康体操とか、囲碁とかと、音楽、自分らで歌を歌うとかというようなこと、趣味的なところになりますので有料ということになります。

(委員)

ご自身の趣味のためというのは、社会貢献ではないということですね。

(事務局)

社会貢献というのは振興、例えば、こどもさんでちょっと引きこもっているとかいう方を集めて独自活動されていることがあるのですが、そういうところは、なかなかお金もないし、どうしようかと言われて、それやったらということはありません。しかし、基本的には言ってこられるまでは無料にしないですけど、有料ですが安いのでね。それ

でも電気代も必要ですし、基本的には有料なんですけど、相談されたら、ちょっと厳しい言い方しますが、もしいける時は免除申請されたらどうですとは言います。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

他に何かありませんか。

(事務局)

外国料理でベトナムを2年実施したのですが、他にどのような外国料理がよいか、もしあればですけども教えていただきたい。ただし、教えられる先生がおられるのかという話もあります。

(委員)

ベトナムの次に人口多いところというのはどこなのですか。中国とかですかね。

(事務局)

他には、フィリピンとかもあるのではないかと思います。

(委員)

中国が多いですね。これ料理を教えるというのはなかなか難しいですね。外国の人だからみんなが教えられるということもないのが現実です。ヒエンさんは商売もされていたりしますが、時間内できちんと教えるということは難しいのですよ。まだ慣れておられる方なのですけどもね。一般の家庭の主婦である外国の方が、郷土料理を教えるというのは、材料のこともあるし、対応できるかということがあります。

(事務局)

そのため、バタバタでした。

(委員長)

以前していたコーヒー教室はやめるのか。

(事務局)

コーヒーは、過去に何回かは実施しています。

(委員長)

いつ切れたのかなと思ったから。

(事務局)

今は、コーヒー関係の商売をされているので、もし実施できる相手がなかったら、どうですかということでお願いするかもしれませんが、多文化共生というのが、今、丹波市も言っているので、外国の先生に教えてもらおうとか、その講師さんのこどもさんもおられたりして、触れ合いもあるので、その文化の紹介もしようと思ったのですけれど、ちょっとバタバタしすぎて、お料理するのが精一杯でした。文化の紹介みたいのを

しようと思ったのですが、ぜひ今年はしたいと思っています。来年、なかなか外国の方とアポ取るのが難しくて、以前にはアポを取っていた方が帰国されてしまわれたということがあって大変だったこともありまして。どこか頼めたらいいのですがね。

(委員長)

部長に聞くのですが、令和8年度の予算はいくらほど要望されているのか。隣保館の運営活動費で300万とか400万単位だと思うのですが。

(事務局)

人件費を除いても、施設の管理費も結構あるからね。

(委員長)

隣保館運営事業費でいくらかかっているのかということです。予算査定は終わったのですか。

(部長)

現在、査定途中です。

(事務局)

会場を借りてする場合は無料で、基本的には講演する時は講師料だけになります。この料理教室（地域交流事業）とかについては、実費が必要な場合は参加者にご負担いただくので、そんなに予算はかかっていない。

(委員長)

予算措置ができるなら、良い人でも呼んで、お金をかけて実施したらどうかということを行っているのです。

(事務局)

一応財政の方もありますけれど、もういくらぐらいという相場があるので、その辺で交渉していきます。良い先生おられたら考えていきたいと思います。

(委員長)

こどもの人権のお話から、何か事業考えられて隣保館では、それに関連してこういう事業をやりたいのだということはないのか。私が運営委員になってからほとんど事業内容が変わっていないので、委員さんのどのような事業をしたらいいかということを知りたい必要だが、やはり考えていただいて案をここへ持って来てもらって…、我々も賛成することもあるしということです。

(事務局)

ご意見をよく聞いて、こういうところで反映していこうということで、隣保館で難しい分については、人権啓発センター全体の中ですとか、他の部署、福祉部と協力してやるとか、そういった形で。なかなか部とか課で予算があるので、他部署で持っている部分についてはそちらでやるとか、タッグでやるとか、そこら辺になります。

(委員長)

押せ押せになったりするので、必要な仕事は自分たちで抱えて行うのが良いとは思いますが…。

それではないようですので、その他について事務局より何かありますか。

(事務局)

色々ご意見いただきましてありがとうございます。本日いただきましたご意見につきましては反映できるものは反映し、今委員長が言われましたように事業を考えるようにということもございますので、予算が少ない中で実施していったり、タイアップできることは考えていきたいと思えます。

次回の委員会の予定すけれども、第3回目としまして、2月の下旬から3月の上旬ぐらいを予定させていただきたいと思えます。引き続きまして、令和7年度の事業の実施状況、それから令和8年度の計画案につきましては、詰めていけたものは、またご報告をさせていただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(委員長)

良い機会ですので何か全体的にありましたら、ご意見お伺いしますがよろしいか。

開催の時間ですが、2時というのは何か理由があるのですか。私は余裕があつていいのですがね。特になかったら良いですが。

それでは、本日予定しておりました議事はこれで終了いたしました。それでは閉会の挨拶を副委員長よりお願いします。

(副委員長)

本日は皆様お忙しい中、お集まりいただきまして、色々にご意見いただきましてありがとうございます。丹波市のこどもの権利に対する条例の制定について、色々足立係長様より教えていただいて、私もこどもに関わったりする時もあるのですが、本当に昔と今は本当に変わってきています。今のこどもというか、社会に合わせ、やはり対応していかないといけないっていうところで、今の現状に見合ったお話をさせていただいたと思えますので、本当に今から10年かかるとか言われましたけれども、知っていただいて、それを伝えていただくっていうところがまず大切かなっていうところを感じますので、委員の皆様、そういうところは、ご協力いただきたいと思います。以上をもちまして、第2回丹波市隣保館運営委員会の会議を終わらせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございます。